

島根労働局発表
平成25年5月30日

担当	島根労働局雇用均等室
	室長 岡村 宏行 地方機会均等指導官 永見 貴子
	TEL 0852-31-1161

育児休業、子育て中の短時間勤務に関する相談が多い ～平成24年度の相談・指導等の状況～

平成24年度に島根労働局雇用均等室が扱った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する相談件数は、2,537件で、そのうち育児関係の相談が1,323件(52.1%)と最も多い。

また、紛争解決援助制度の申立受理件数は7件で、うちセクシュアルハラスメント対策に関するものが3件でした。

このため、働きながら子育てをする女性等が、利用できる制度を知ってもらえるよう、保育所に携行できるカードサイズの啓発資料を配付するなどして、周知を図っていきます。

1 男女雇用機会均等法関係

(別添資料1-I)

(1) 相談等

相談件数は225件であり、このうち112件(49.8%)が事業主からの相談、次いで労働者からの相談60件(26.7%)でした。

相談内容別にみると、セクシュアルハラスメント対策に関するものが68件(30.2%)と最も多く、次いで妊娠等を理由とする不利益取扱いに関するものが38件(16.9%)、募集・採用に関するものが32件(14.2%)となっています。

(2) 紛争解決援助(法第17条等)

法第17条に基づく紛争解決援助制度の申立受理件数は7件(前年度9件)であり、内容は、セクシュアルハラスメント対策に関するものが3件(前年度6件)、次いで配置・昇進に関するものと妊娠等不利益取扱いに関するものが2件ずつでした。

法第18条に基づく調停の申請はありませんでした(前年度2件)。

(3) 指導(法第29条に基づく助言等)

指導件数は258件で、その内容は、ポジティブ・アクションの取組に関するものが114件、セクシュアルハラスメント対策に関するものが104件でした。

2 育児・介護休業法関係

(別添資料1-Ⅱ)

(1) 相談等

相談件数は2,258件で、このうち1,844件(81.7%)が事業主からの相談でした。
相談内容別にみると、3歳未満の勤務時間の短縮措置等に関するものが214件、育児休業制度に関するものが210件でした。

(2) 紛争解決援助(法第52条の4)

紛争解決援助制度の申立及び調停の申請はありませんでした。

(3) 指導(法第56条に基づく助言等)

指導件数は691件で、その内容は、育児休業等に関するものが401件、介護休業等に関するものが241件でした。

3 パートタイム労働法関係

(別添資料1-Ⅲ)

(1) 相談等

相談件数は54件で、このうち45件(83.3%)が事業主からの相談でした。相談内容別にみると、通常の労働者への転換に関するものが27件(50.0%)で半数を占めました。紛争解決援助制度の申立及び調停の申請はありませんでした。

(2) 指導(法第16条に基づく助言等)

指導件数は256件であり、主な内容は通常の労働者への転換に関する事項が78件、次いで労働条件の文書交付等が63件でした。

別添資料

- ・平成24年度島根労働局雇用均等室における相談・指導等の状況(資料1)
- ・相談・紛争解決事例(資料2)
- ・働きながら子育てをする女性へ(資料3)
職場のこと・働き方でお困りの時はご相談ください



ポジティブ・アクション普及促進の
ためのシンボルマーク「きらら」

6月は男女雇用機会均等月間です
「生き生きと働く女性が企業の宝 ～さあ磨こう！輝く女性の潜在力～」